

令和 5 年 度

豊川市内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

豊川市監査委員

6 豊監第 10 号
令和 6 年 8 月 6 日

豊川市長 竹 本 幸 夫 殿

豊川市監査委員	井 田 哲 明
同	鈴 木 篤 男
同	柴 田 訓 成

令和 5 年度豊川市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 5 年度豊川市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和5年度豊川市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和5年度豊川市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度豊川市内部統制評価報告書の審査は、豊川市長が作成した内部統制評価報告書について、豊川市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和5年度豊川市内部統制評価報告書について、豊川市長から報告を受け、「豊川市監査基準」に準拠し、関係職員から説明を聴取するとともに、評価報告書その他説明のために提出された資料並びに監査委員が行うとされている監査、検査、審査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

4 審査の結果

令和5年度豊川市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 審査の結果を踏まえた意見

(1) 重大な不備に該当するかの判断について

重大な不備とした事案は、書類等管理の不徹底、組織内の連携不足、職員の公務員倫理の意識不足などにより、複数年にわたり手続きの遅延が発生したものであり、その結果、関係者に対し大きな不利益を生じさせたことは、重く受け止める必要がある。

なお、客観的に重大な不備として判断するための判断基準については、より一貫性・客観性が求められ、一層明確にすることが望まれる。

(2) 内部統制の推進について

内部統制推進セクションは、全庁に共通する事務について、職員に向けて、リスク事案の内容や再発防止について情報発信を行っている。

しかしながら、運用上の不備においては、類似した不備の事案が散見され、職員に向けて適時に情報発信がなされていれば、抑止できた可能性は十分に考えられる。また、内部統制が有効に機能するためには、リスク事案等の内容が、必要な職員に正しく伝わるのが肝要であり、情報発信の頻度や内容についても十分と思えない点も見られる。

このため、内部統制推進セクションは、全庁的な内部統制の取り組みとして、必要な情報発信を行い、情報共有を図るほか、内部統制に係る研修の実施につ

いて、受講対象者を広げるなど、一層の充実が求められる。

今後、職員の倫理意識の高揚を図ることはもとより、組織のコンプライアンス意識の更なる醸成に努め、市民の信用を失墜させる事案が発生することがないよう、引き続き内部統制が推進されることを望む。